

船橋市立高根台第二小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わない。また、他の児童に対して行われるいじめを知っていながらそのままにすることがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響等を含め、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが無く、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- i 学校教育目標の一つに「思いやりのある子」を基として、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ii 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- iii 保護者・地域その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止につながる児童会が自主的に行う児童集会等を支援する。
- iv いじめ防止の重要性に関して、理解を深めるための啓発活動その他